

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」)の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設ける。

※所得制限により捻出した財源は、低所得世帯の生徒等に対する支援の拡充に充てる(政令等で措置)。

概要

1. 公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との二本立てとなっている制度を、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化する。

2. 所得制限の導入

保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者(高所得世帯の生徒等)については、就学支援金を支給しないこととする。

※所得制限の基準額は、年収910万円を予定(政令で措置)。

3. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設ける。

4. その他

法律の題名の変更、収入の状況に係る届出規定の追加など、所要の規定の改正を行う。

施行期日

平成26年4月1日